

【ドイツ】児童青少年保護に関する法の制定—養子縁組支援法、 青少年保護法第2次改正法、児童青少年強化法—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 2021年2月に養子縁組支援法が、同年4月に青少年保護法第2次改正法が、同年6月に児童青少年強化法が公布された。養子、里子、施設で育つ子、障害児と障害を持たない子等、様々な観点から、また、ネット社会におけるリスクから、児童青少年保護が強化された。

1 養子縁組支援法—家族支援、出自を知る権利、国際養子縁組—

2021年2月18日に、養子縁組の際の家族支援を改善する法律（養子縁組支援法）¹が公布され、同年4月1日に施行された。同法は、両院協議会での修正法案作成を経て成立し、全6か条から成る条項法²である（第1条：養子縁組あっせん法³の改正、第2条：家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律⁴の改正、第3条：養子縁組効力法⁵の改正、第4条：派生改正、第5条：公示許可、第6条：施行）。第1条による養子縁組あっせん法の改正で、養子縁組あっせん法の正式な法律名に「監督」の文言が入り、その新法文⁶は2021年6月21日に公示された。

養子縁組支援法の主な目的は、①養子縁組にかかわる家族（養父母、養子、実父母）を支援するため、養子縁組申請前、養子縁組手続中、養子縁組後のカウンセリング、情報提供、あっせんを改善し、②子が自分の出自を知ることができるよう、養子縁組に関する情報交換・接触を可能とするオープンな養子縁組活動を推進し、③国際養子縁組における子の保護のため、専門機関の仲介義務と海外での養子縁組決定に対する承認手続を義務化することである。

2 青少年保護法第2次改正法—デジタルメディアにおける保護の強化—

2021年4月15日に、青少年保護法第2次改正法⁷が公布され、2021年5月1日に施行された。同法は、全2か条から成り、児童青少年をデジタルメディア利用におけるリスク（例えば、ネットいじめ、サイバーグルーミング（インターネットを介した性的接触の開始）、性暴力、ヘイトクライム、依存症等）から保護することを目的として、青少年保護法⁸を改正する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ Gesetz zur Verbesserung der Hilfen für Familien bei Adoption (Adoptionshilfe-Gesetz) vom 12.02.2021 (BGBl. I S. 226)

² 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

³ 改正後の法律名は、養子縁組の斡旋（あっせん）及び監督並びに代理母の斡旋禁止に関する法律（養子縁組あっせん法） Gesetz über die Vermittlung und Begleitung der Adoption und über das Verbot der Vermittlung von Ersatzmüttern (Adoptionsvermittlungsgesetz-AdVermiG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. Juni 2021 (BGBl. I S. 2010)

⁴ Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587)

⁵ 外国法による養子縁組の効力に関する法律（養子縁組効力法） Gesetz über Wirkungen der Annahme als Kind nach ausländischem Recht (Adoptionswirkungsgesetz - AdWirkG) vom 5. November 2001 (BGBl. I S. 2950, 2953)

⁶ 前掲注(3)

⁷ Zweites Gesetz zur Änderung des Jugendschutzgesetzes vom 9. April 2021 (BGBl. I S. 742)

⁸ Jugendschutzgesetz (JuSchG) vom 23. Juli 2002 (BGBl. I S. 2730). 2002年の制定時については、戸田典子「インターネット時代の青少年保護法」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.152-160. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000500_po_21607.pdf?contentNo=1> を、2008年改正時点については、同「ドイツの青少年保護法—酒、たばこ、有害メディアの規制」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.62-100. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_100039_po_024104.pdf?contentNo=1> を参照。

その主な内容は、①プロバイダーに、適切かつ効果的な構造的予防措置を義務付けること、②ゲームや映画の年齢規制に関して、オンライン配信とパッケージ購入と映画館で同一とし、オンライン配信のプラットフォームに年齢規制表示を義務付けること、③ネットいじめやヘイトクライム等に関しても、プロバイダーに児童青少年保護を義務付けること、④ドイツ国外に拠点を持つプロバイダーに対しても義務を課し、違反時には過料（最高 5000 万ユーロ⁹）を科すこと、⑤連邦青少年有害メディア審査会（Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien: BPjM）を、上記の義務遵守強化と関係者のネットワーク化を任務とする連邦児童青少年メディア保護センター（Bundeszentrale für Kinder- und Jugendmedienschutz: BzKJ）に改編することである。

3 児童青少年強化法

2021 年 6 月 9 日に、児童及び青少年を強化する法律（児童青少年強化法）¹⁰が公布され、一部を除き、翌 10 日に施行された。同法は、全 10 か条から成る条項法である（第 1 条：社会法典第 8 編（児童青少年援助）の改正、第 2 条：児童保護における協力及び情報提供に関する法律¹¹の改正、第 3 条：社会法典第 5 編（法定医療保険）の改正、第 4 条：社会法典第 9 編（障害者のリハビリテーション及び参加）の改正、第 5 条：社会法典第 10 編（社会給付制度行政手続及び社会データ保護）の改正、第 6 条：民法典の改正、第 7 条：家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律の改正、第 8 条：少年裁判所法¹²の改正、第 9 条：裁判所構成法施行法¹³の改正、第 10 条：施行、廃止）。

同法の主な内容は、次のとおりである。①**児童青少年保護体制の改善**：関連施設への監視と監督を改善し、里親関係にも拡張する。児童青少年保護に関わる組織の共同責任を強化するため、児童青少年援助制度と医療制度、刑事訴追官庁、家庭裁判所、少年裁判所等の協力関係を改善する。児童福祉にかかわる重要な兆候を自治体の青少年局（Jugendamt）に伝える専門家（医師、教師等）に対し、事後のリスク評価フィードバックも行う。②**里親家庭・養育支援施設で育つ児童青少年への支援強化**：施設等での生活費等給付を受けている者が、学生アルバイトやインターンシップ、研修参加によって得た収入から費用充当しなければならない割合については、これまでの 75%から最高 25%に引き下げられ（月額 150 ユーロの定額免除は、従来どおり）、休暇中の短期アルバイトやボランティア活動で得た手当については、全額免除される。③**障害の有無を問わない児童青少年へのワンストップ支援**：児童青少年援助の指針を包摂（インクルージョン）に立脚するものとし、児童保育施設は障害児と健常児が共に通う施設とする（2027 年までに、連邦法で詳細を規定する）。2024 年以降は、親や保護者に対する手続案内の機能を、窓口となる青少年局に設ける。④**現場での予防強化**：特別な負担を負う家族が日常生活を維持できるよう、緊急時には迅速な支援を、官僚的ではなく（unbürokratisch）、つまり申請や職権による手続なしで、受けられるようにする。⑤**若者・親・家族の関与の向上**：独立したオンブズマン事務所を各州に設置し、施設や里親家庭で暮らす児童青少年のための苦情申立ての場を広げる。

⁹ 1 ユーロは約 129.8 円（令和 3 年 10 月分報告省令レート）。

¹⁰ Gesetz zur Stärkung von Kindern und Jugendlichen (Kinder- und Jugendstärkungsgesetz - KJSG) vom 3. Juni 2021 (BGBl. I S. 1444)

¹¹ Gesetzes zur Kooperation und Information im Kinderschutz vom 22. Dezember 2011 (BGBl. I S. 2975)

¹² Jugendgerichtsgesetz (JGG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3427)

¹³ Gerichtsverfassungsgesetz (GVG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077)